

指標 12.4.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 12.4.1 有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供（報告）の義務を果たしている締約国の数

ターゲット 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

定義及び根拠

○ 定義

本指標は、5つの多国間環境協定（MEA）について、それぞれに規定されているとおり、各MEAの事務局に関連情報を提出した締約国（5つのMEAについて、批准、受諾、承認又はアクセスした国）の数をいう。5つのMEAとは、以下のとおり。

- 1 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）。
- 2 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（ロッテルダム条約）。
- 3 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（ストックホルム条約）。
- 4 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（モントリオール議定書）
- 5 水銀に関する水俣条約（水俣条約）

これらについては、各協定に基づく要請に応じて、各MEAの事務局に情報を提出した。

○ 概念

締約国とは、条約を批准、受諾、承認又はアクセスした国を指す。

情報とは、それぞれのMEAに規定されている特定の報告パラメータを指し、当事者は各MEAの事務局に送信する義務がある。

○ 根拠及び解釈

本指標は、プロセス指向であり、情報を報告する各 MEA の義務への準拠に焦点を当て、ライフサイクルを通じて化学物質及びすべての廃棄物の、環境的に健全な管理を達成するという全体的な目標に寄与する。

本指標の報告は、5年に1回、2010年～2014年時点について2017年に実施されたのに始まり、その後は2015年～2019年時点が2020年に、2020年～2024年時点が2025年に、そして2025年～2029年時点が2030年に実施される。

最終的な指標はパーセントで表された数字であり、100%は、その国が締約国であるMEAの報告義務の最大遵守度を示し、義務への最低遵守度は0%となる。

この指標は、情報の送信のみについての遵守に関する世界的なモニタリング向けである。

データソース及び収集方法

- ・ バーゼル条約「フォーカルポイント及び1以上の管轄当局の指定」「報告期間中の年次国別報告書の提出」はバーゼル条約ウェブサイトに掲載される情報を参照。
- ・ ロッテルダム条約「指定国家機関の指定及び公式コンタクトポイントの指定」はロッテルダム条約ウェブサイトに掲載される情報を参照。
- ・ ロッテルダム条約「報告期間中の輸入回答の提出」は指定国家機関である外務省において記録している情報を参照。
- ・ スtockホルム条約「ストックホルム条約の公式コンタクトポイント及び国内フォーカルポイントの指定」「国家実施計画の提出」の情報はストックホルム条約ウェブサイトに掲載される情報を参照。
- ・ スtockホルム条約「報告期間内に締約国会議で採択された改正案に対処する国内実施計画書改訂版の提出」は公式コンタクトポイントである外務省において記録している情報及びストックホルム条約ウェブサイトで開催される情報を参照。
- ・ 水俣条約「国家フォーカルポイントの指定」「国別報告書の提出」は水俣条約ウェブサイトで開催される情報を参照。
- ・ モントリオール議定書に関し、「モントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の生産及び消費に関する報告要件の遵守」並びに「モントリオール議定書（第4B条）に基づくライセンス制度に関する情報の提出」については外務省において記録している情報を参照。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

伝達率は、国別スコア（CS）に基づいて計算される。これは、条約事務局に送信される情報の量によって異なる。国別スコアは、各条約の次の配点を使用して決定される。

A. バーゼル条約：

- 1 フォーカルポイント及び1以上の管轄当局の指定（1ポイント）
- 2 報告期間中の年次国別報告書の提出（報告書ごとに1ポイント）
- 3 CS は、その国の総ポイント数を、その条約で可能な合計ポイントで割って算出

B. ロッテルダム条約：

- 1 指定国家機関の指定及び公式コンタクトポイントの指定（1ポイント）
- 2 報告期間中の輸入回答の提出（輸入回答ごとに0.2ポイント）
- 3 CS は、その国のための総ポイント数を、その条約で可能な合計ポイントで割って算出

C. スtockホルム条約：

- 1 スtockホルム条約の公式コンタクトポイント及び国内フォーカルポイントの指定（1ポイント）
- 2 国家実施計画の提出（1ポイント）
- 3 報告期間内に締約国会議で採択された改正案に対処する国内実施計画書改訂版の提出（改訂版及び改訂版計画ごとに1ポイント）
- 4 CS は、その国の総ポイント数を、その条約で可能な合計ポイントで割って算出

D. モントリオール議定書：

- 1 モントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の生産及び消費に関する報告要件の遵守（15ポイント）
- 2 モントリオール議定書（第4B条）に基づくライセンス制度に関する情報の提出（5ポイント）
- 3 CS は、その国のための総ポイント数を、その大会で可能な合計ポイントで割って算出

E. 水俣条約：

- 1 国家フォーカルポイントの指定（5ポイント）
- 2 国別報告書の提出（15ポイント）
- 3 CS は、その国のための総ポイント数を、その条約で可能な合計ポイントで割って算出

CSが確定した後、各条約のスコアを使用して以下の式のとおり、国の伝達率を計算する。

$$\text{伝達率} = \frac{A_{CS} + B_{CS} + C_{CS} + D_{CS} + E_{CS}}{\text{条約の数}} \times 100$$

(例えば) A_{CS} は、バーゼル条約の5年間のスコアとして計算される。

$$A_{CS} = (PY_1 + PY_2 + PY_3 + PY_4 + PY_5) / AP$$

PY_i は年 i で受け取ったポイントであり、 AP は条約 A で利用可能なポイントの総数である。

○ コメントと限界

なし

データの詳細集計

なし

参考

バーゼル条約 :

<http://www.basel.int/Countries/NationalReporting/NationalReports/B2017Reports/tabid/7749/Default.aspx>

ストックホルム条約 :

<http://chm.pops.int/Countries/Reporting/NationalReports/tabid/3668/Default.aspx>

水俣条約 : (2017年8月発効で、まだ国別報告の時期に達していない。)

データ提供府省

外務省

関連政策府省

外務省、厚生労働省、経済産業省、環境省

担当国際機関

国連環境計画 (UNEP)